

2-1

75 歳以上の人の医療

後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療対象者

- 75 歳以上の人
- 65 歳以上 75 歳未満の人で一定の障害状態にあり、市区町村等で認定を受けた人で後期高齢者医療制度に加入を希望する人
- * 後期高齢者医療制度に加入すると当組合の資格が失われ、各都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

(2) 給付割合

- 一定以上の所得(政令で定める)者 3 割負担
- 上記以外のもの 1 割負担

(3) 手続き

- 満 75 歳になるときに、居住している市区町村から本人に「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。(本人の届出等は必要ありません)
- 65 歳以上 75 歳未満の人で一定の障害状態にあり、市区町村等で認定を受けた人で、後期高齢者医療制度に加入される人も障害の状態を証明する書類などを添えて市区町村長(後期高齢者医療担当課)に届出て、「後期高齢者医療被保険者証」の交付を受けます。
- 後期高齢者に該当する人には、当組合から事業主経由で案内書を送付します。該当の人が被保険者の場合には「資格喪失届」、被扶養者の場合には「被扶養者取消届」を提出してください。「資格喪失届」及び「被扶養者取消届」には、当組合の「被保険者証」及び「高齢受給者証」を添付してください。

(4) 受診方法

- 後期高齢者医療制度の資格取得後は、「後期高齢者医療被保険者証」を病医院の窓口に掲示してください。

(5) 給付について

- 後期高齢者医療制度の資格を取得した場合は、当組合の資格を失いますので、当組合からの医療の給付は無くなります。

(6) 問い合わせ

- 居住地の市区町村役場(後期高齢者医療担当課)